

亀岡市公共施設マネジメント推進本部設置要綱

(設置)

第1条 本市が保有する公共施設等の有効活用及び今後のあり方について検討し、保有量や配置の最適化を計画的に推進するため、亀岡市公共施設マネジメント推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 亀岡市公共施設等総合管理計画の推進及び進行管理に関すること。
- (2) 亀岡市公共施設等総合管理計画の見直しに関すること。
- (3) その他本部において必要と認める事項。

(組織)

第3条 推進本部の委員は、部長会議（亀岡市庁議等に関する規則（平成15年亀岡市規則第15号）に定める部長会議をいう。）の構成員をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 推進本部に本部長及び副本部長を置く。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、担当副市長をもって充てる。
- 4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故がある時、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進本部は、本部長が招集し、副本部長が議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(検討部会)

第6条 第2条に規定する所掌事務の実施に必要な検討等を行うため、推進本部に検討部会を置くことができる。

- 2 検討部会に属する委員は、総合管理計画の対象とする施設所管課の長又は施設所管課の長が指名する職員をもって充てる。
- 3 検討部会に部会長を置き、会計管理室長をもって充てる。
- 4 検討部会の会議は、部会長が委員の中から必要な者を招集し、その議長となる。
- 5 部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(庶務)

第7条 推進本部の庶務は、会計管理室財産管理課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和元年7月1日から施行する。